

令和5年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園
園長 島田 洋子

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和4年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園 （教育標準時間認定）

令和4年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	132,120円	132,120円	123,730円
	5月	132,120円	132,120円	123,730円
	6月	139,300円	139,300円	122,520円
	7月	122,080円	122,080円	113,690円
	8月	130,910円	130,910円	122,520円
	9月	121,050円	121,050円	112,660円
	10月	130,350円	130,350円	121,960円
	11月	189,980円	131,220円	122,830円
	12月	140,600円	140,600円	123,820円
	1月	189,110円	138,740円	121,960円
	2月	138,740円	138,740円	121,960円
	3月	188,960円	138,590円	121,810円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に〔その月における施設での副食提供日数×225円〕を、加えた額となります。

ゆたか保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和4年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	199,150円	117,400円	51,840円	43,820円
	5月	199,230円	117,480円	51,920円	43,900円
	6月	199,230円	117,480円	59,940円	43,900円
	7月	197,760円	116,010円	50,450円	42,430円
	8月	198,980円	117,230円	51,670円	43,650円
	9月	197,730円	115,980円	50,420円	42,400円
	10月	201,230円	119,480円	53,920円	45,900円
	11月	201,070円	119,320円	53,760円	45,740円
	12月	201,020円	119,270円	61,730円	45,690円
	1月	201,230円	119,480円	61,940円	45,900円
	2月	201,280円	119,530円	61,990円	45,950円
	3月	198,500円	116,750円	59,210円	43,170円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	194,490円	112,740円	47,180円	39,160円
	5月	194,570円	112,820円	47,260円	39,240円
	6月	194,570円	112,820円	55,280円	39,240円
	7月	193,100円	111,350円	45,790円	37,770円
	8月	194,320円	112,570円	47,010円	38,990円
	9月	193,070円	111,320円	45,760円	37,740円
	10月	196,570円	114,820円	49,260円	41,240円
	11月	196,410円	114,660円	49,100円	41,080円
	12月	196,360円	114,610円	57,070円	41,030円
	1月	196,570円	114,820円	57,280円	41,240円
	2月	196,620円	114,870円	57,330円	41,290円
	3月	193,840円	112,090円	54,550円	38,510円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、4,500円を加えた額となります。